

	鳥取県公報	令和8年10月6日（火） 号外第52号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（3）（教育総務課）・・・・・・・・・・2		

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月6日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交通法規の遵守等) 第5条の2 略 (ハラスメントの禁止等) <u>第5条の3 職員は、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントその他社会通念上許容される範囲を超える言動であって職員の勤務環境を害するもの（以下「ハラスメント」という。）を行ってはならない。</u> <u>2 職員は、ハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるよう努めなければならない。</u> <u>3 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに係る問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。</u>	(交通法規の遵守等) 第5条の2 略

附 則

この訓令は、令和8年10月6日から施行する。